Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

令和８年１１月２７日
報 道 発 表 資 料
川 崎 市 （財 政 局）

業務委託契約においてスライド条項を導入します

川崎市は、業務委託契約において、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和５年１１月２９日内閣官房及び公正取引委員会策定）の趣旨を踏まえ、昨今の労務費等の上昇に統一的に対応するとともに、受注者への適正な価格転嫁を推進するため、複数年にわたる業務委託契約にスライド条項を導入しますので、お知らせします。

※スライド条項とは、賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不適当となった場合に、発注者又は受注者の請求により協議を行い、契約金額の変更を可能とする条項です。

１　対象案件

履行期間が１４か月を超える業務委託契約

※期中において履行・未履行分が確認できない案件を除きます。

※対象案件については入札公告・指名通知・見積依頼時において明示するとともに、仕様書（設計図書）にスライドに関する特約条項及び特記仕様書を添付し、対応内容を示すものとします。

２　契約金額の変更額（スライド金額）の考え方

スライド金額は、基準日における未履行分に相当する契約金額の変動額について、当初契約における未履行分に相当する契約金額の１００分の１に相当する金額を超える額とします。なお、請求は双方から相手方に対してできるものとします。

３　運用開始時期

令和９年４月１日以降に契約を締結する案件（令和８年度中に公告・指名通知を送付する案件を含む）から運用開始します。なお、スライドの協議の請求ができるのは履行開始から１２ヶ月経過後です。また、残履行期間が２か月以上ある必要があります。

※スライド対応イメージ（増額の場合）

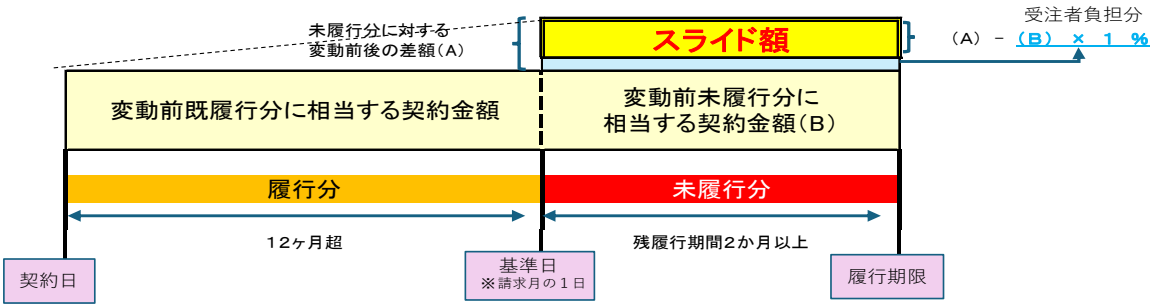

問合せ先
川崎市財政局資産管理部契約課　川端
電話　044―200―2096
内線　24701